

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年2月22日に提出すべき、平成24年1月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年4月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
なめがた地域総合病院 (茨城県行方市井上藤井98-8)	平成24年4月1日から 平成24年4月30日まで
医療法人社団筑波記念会 筑波記念病院 (茨城県つくば市大字要1187-299)	
財団法人ライフ・エクステンション研究所付属 永寿総合病院 (東京都台東区東上野2-23-16)	
山中温泉医療センター (石川県加賀市山中温泉上野町ル15-1)	
国立大学法人信州大学医学部附属病院 (長野県松本市旭3-1-1)	
菊川市立総合病院 (静岡県菊川市東横地1632)	

病 院 名	適 用 期 間
社会医療法人名古屋記念財団 名古屋記念病院 (愛知県名古屋市天白区平針4-305)	平成24年4月1日から 平成24年4月30日まで
医療法人輝栄会 福岡輝栄会病院 (福岡県福岡市東区千早5-11-5)	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会大牟田病院 (福岡県大牟田市田隅810)	
大分記念病院 (大分県大分市羽屋9組の5)	
聖陵岩里病院 (大分県日田市大字高瀬字銭淵16-18)	
長崎市立市民病院 (長崎県長崎市新地町6-39)	
中央病院 (鹿児島県鹿児島市泉町6-7)	
社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院 (鹿児島県薩摩川内市原田町2-46)	